第６号様式（第５の２関係）

議　事　概　要

会　議　名	令和８年度　第１回徳之島警察署協議会
会議日時	令和８年９月18日（金曜日）午後３時から午後４時40分
会議場所	徳之島警察署会議室
出　席　者	１　警察署協議会　会長以下　５人 ２　警察署　　署長以下　８人

１　会議次第

⑴　開会
⑵　警察署幹部職員紹介
⑶　会長挨拶
⑷　署長説明（管内の治安情勢の概況及び警察署の取組）
⑸　諮問、答申
⑹　警察行政に対する意見・要望等
⑺　閉会

２　諮問、答申

警察署長から「より良い警察広報活動の方法や広報の内容などについて御意見をいただきたい。」との諮問があり、委員から「島の方言で広報紙を作成すれば親しみが出るのではないか。」、「各交番、駐在所の広報紙を評価できる仕組み等があれば、更なる広報力の向上につながるのではないか。」、「講話や広報紙のほか、交通安全標語やＳＮＳ等を活用するなど、あらゆる媒体を活用して警察活動や伝えたいことを色々な人に見てもらう必要がある。」等の答申がなされた。

３　意見・要望等

⑴　委員から「学生の自転車乗車時のヘルメット着用率の向上や、バイク運転中のながらスマホに関して、どのような対策を講じているのか。」との質問があり、警察署から「交通安全講話や広報紙などで広報を行っているが、今後とも街頭活動中の指導取締りや交通安全講話を通じて、交通ルールの遵守意識の醸成を図ってまいりたい。」旨の説明があった。

⑵　委員から「若年層の原付バイクの交通マナーの現状はどうか。」旨の質問があり、警察署から「原付バイクを保有する高校生に対して、各高校と連携し実技指導を行うほか、交通マナーの意識醸成を図っている。」旨の説明があった。

⑶　委員から「パトカーを見るだけで身も心も引き締まるので、更なる巡回をお願いしたい。」旨の要望があり、警察署から「巡回要望があれば、自宅訪問活動を行っているほか、重点的な警ら活動を行うなど、地域住民に寄り添った柔軟な対応を実施してまいりたい。」旨の説明があった。

⑷　委員から「本年９月１日の道路交通法の改正で、生活道路の法定速度が時速30キロメートル規制となったが、引き続き広報して周知させてほしい。」旨の要望があり、警察署から「生活道路の法定速度が引き下げられた背景は、歩行者と自転車を守る目的であることから、引き続き、広報を行ってまいりたい。」旨の説明があった。	
備　　考	